

議案第 4 1 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 災害応急対策等業務手当について、業務に従事した時間による手当額の減額をしないようにするため、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

## 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の 特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

令和6年12月市議会定例会に提案する北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）等の一部を改正する条例（令和6年北九州市条例第 号）により、特殊勤務手当の災害応急対策等業務手当を新設することとなった。災害応急対策等業務手当は日額で支給するが、教職員給与条例第38条第4項の規定により、日額の特殊勤務手当については、業務に従事した時間が短い場合に教育委員会規則で定める手当を除き60/100を乗じて減額した額を支給することとなっている。

しかし、災害応急作業等業務手当については、被災地に派遣され業務を遂行すること自体に一定の危険性及び特殊性が認められることや、被災地での個別の応急対策業務のみならず、それに関連するあらゆる業務が対象となることから、業務に従事した時間に応じた減額になじまないため、業務に従事した時間の長短にかかわらず100/100を支給することとしたい。

そのため、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第9号）を次のとおり改正し、災害応急作業等業務手当を減額の対象外にするもの。

### 2 改正内容

第2条第1項に規定する教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当に、災害応急対策等業務手当を追加する。

### 3 施行期日

公布の日から施行

（令和6年1月1日（令和6年能登半島地震の発生日）から適用）

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教員特殊業務手当」の次に「及び同項第5号の災害応急対策等業務手当」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和6年1月1日から適用する。

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(教職員給与条例第38条第4項に規定する手当等)</p> <p>第2条 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当は、同条第2項第1号の教員特殊業務手当及び同項第5号の災害応急対策等業務手当とする。</p> <p>2 略</p> | <p>(教職員給与条例第38条第4項に規定する手当等)</p> <p>第2条 教職員給与条例第38条第4項に規定する教育委員会規則で定める手当は、同条第2項第1号の教員特殊業務手当とする。</p> <p>2 略</p> |